金融円滑化に係る方針及び体制の開示について

令和1年5月15日 岡山県津山市山下30-15 津山信用金庫 理事長 松岡 裕司

当金庫は、中小企業者等の金融円滑化を図るため、次のとおり方針及び体制の整備を行っております。

記

第1 中小企業者等の金融円滑化に向けた取組み方針の概要

中小企業者等の金融円滑化基本方針(平成21年12月17日制定)

昨秋以降の世界的な金融危機の影響によって、実体経済は急速に落ち込み、当金庫のお客様にも 深刻な影響が及んでおります。

このような厳しい経済環境下において、協同組織金融機関の原点である相互扶助精神のもと、取引 先への支援を強化し、中小企業等の金融円滑化に向け、役職員一丸となって適切な対応に努めます。

- 1. お客様から貸出条件変更等に関する相談を受けた場合には、真摯に対応します。
- 2. 他金融機関からも借入れを行っているお客様から貸出条件変更等の申込みがあった場合は、守 秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に、金融機関間で相互に緊密な連携を図るように努 めます。
- 3. 住宅ローンご利用のお客様から条件変更等の申込みがあった場合には、無理のない返済に向けて、お客様の財産や収入の状況を勘案してきめ細かく相談に応じます。
- 4. お取引先の企業から要請があれば、経営改善計画の策定を支援します。
- 5. 貸出条件の変更を行った後、経営改善計画の進捗状況を適切に管理するとともに、お取引先企業に対し必要な助言を行います。
- 6. 貸出条件の変更の申込みをお断りする場合には、お断りする理由を具体的かつ分かりやすく説明します。
- 7. 貸出条件の変更等を行った後であっても、貸出条件の変更等の履歴があることのみを理由として、新規融資や新たな貸出条件変更等の相談や申込みをお断りしません。

「中小企業等の金融円滑化への取り組み」に関する業界申し合わせについて

(平成25年2月1日)

信用金庫業界の中央団体である一般社団法人全国信用金庫協会は、中小企業金融円滑化法の期限 到来後も、お客様に安心してお取引を継続していただけるよう業界の対応方針を明確に示すべく、下記 のとおり、中小企業等の金融円滑化法への取組みに関する業界申し合わせを行いました。

当信用金庫としても、本申し合わせの趣旨に則り、適切に対応していく所存です。

我々信用金庫の事業基盤である地域経済は、長引くデフレ不況、人口の減少や国内産業の空洞化等によって疲弊してきており、一部の中小企業において海外に販路拡大等を求める積極的な動きがあるものの、売り上げ不振や収益の悪化など事業活動をめぐる状況は引き続き厳しい状況にある。

こうした状況の下、我々信用金庫は会員たる中小企業等の皆様に必要な資金を安定的に供給し、必要に応じ経営改善支援を行うなど、課題解決型金融の実践に努め、地域とともに歩んできた。

我々信用金庫は、非営利の協同組織金融機関として、相互扶助の経営理念の下、こうした取組みを 自らの社会的使命と考えており、内外の経済情勢等に左右されることなく、これからも愚直に実践してい く所存である。

したがって、当然のことながら、中小企業金融円滑化法の期限到来後も、会員たる中小企業等から貸付条件の変更等の申し出があった場合には、それを真摯に受け止め、貸出先の抱えている課題を十分に把握したうえで、その解決に向け、必要に応じて外部専門家や外部機関等も活用しつつ、引き続ききめ細かな対応を行っていくことに変わりはない。

我々信用金庫は、中小企業金融円滑化法の期限到来後においても、これまで同様、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努め、地域経済の活性化に全力を傾注して取り組んでいくことをここに申し合わせる。

以上

- ・「金融円滑化管理方針」「金融円滑化管理規程」を制定しました。(22.1.21)
- ・金融円滑化に係る主管部署を本部審査管理部とし、担当理事を「金融円滑化管理責任者」に選任しました。(22.1.21)
- ・組織再編に伴い、主管部署を審査管理部から事業支援部へ変更しました。(23.10.17)
- ・お客様からの相談、申込みに適切に対応するため、金融円滑化対応マニュアルを制定しました。 (24.3.1)
- ・組織再編に伴い、主管部署を事業支援部から審査管理部へ変更しました。(25.8.12)
- ・金融円滑化管理の状況は、金融円滑化管理責任者が、定期的または必要に応じて随時、理事会及び 常勤役員会に報告します。

第 2 中小企業者等の金融円滑化に向けた取組み状況を適切に把握するための体制の概要

- ・条件変更等の申出については「条件変更等対応報告書」にて、また謝絶・取下げについては「融資案件 謝絶・取下げ記録簿」にて、それぞれ営業店より主管部署宛報告し、営業店及び主管部署にて記録を保 存します。(保存期間5年)
- ・主管部署は営業店に対し、金融円滑化の適切な実施を確保するための具体的な方策を指示します。また報告書など金融円滑化関連情報を取り纏め、その内容を分析し、その結果を基に営業店等に対し、指導・監督等を行います。
- ・常勤役員会は、金融円滑化管理体制を整備するとともに、定期的または必要に応じて管理体制の改善を図ります。
- ・理事会は、定期的または必要に応じて、経営に重大な影響を与える、またはお客様の利益が著しく阻害 される事案がある場合、速やかに改善のための指示を行います。

- 第3 中小企業者等の金融円滑化に向けた取組みに係る苦情相談を適切に行うための体制の概要
 - ・営業店において、貸出条件変更等に係る窓口及び苦情相談窓口を設置し、コンプライアンス担当責任者が担当します。(21.12.21)
 - ・本部コンプライアンス統括室にて、苦情相談窓口を設置しました。(22.1.12)

電話番号:0868-22-4124(内線:232)

受付時間:月曜日~金曜日(休日は除く)午前8時30分~午後5時

E-mail:tsushin@mx1.tiki.ne.jp

- 第4 中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要
 - ・お客様からの経営相談等に関しては、営業店にて真摯に対応し、経営改善計画書策定の要望があれば、 本部審査管理部と連携し、積極的に支援します。
 - ・貸出条件の変更を行った後、経営改善計画の進捗状況を適切に管理するとともに、取引先企業に対し 必要な助言を行います。

以下は別紙のとおりです。

- 第5 金融円滑化法第4条に基づく措置の実施状況(別表1及び別表2) (平成25年9月末までに申出を受けた案件への対応状況)
- 第6 金融円滑化法第5条に基づく措置の実施状況(別表3及び別表4) (平成25年9月末までに申出を受けた案件への対応状況)
- 第7 金融円滑化法終了後における措置の実施状況(別表 5~別表 6) (平成 31 年 3 月末までに申出を受けた案件への対応状況)

以上

津山信用金庫

(別表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額 [債務者が中小企業者である場合]

(単位:百万円)

		平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた 貸付債権の額		114	862	1,800	2,671	3,289	3,939	4,506	5,608	6,162	6,606	7,854	8,238	9,911	10,836	10,836	10,840
	うち、実行に係る貸付債権の額	19	716	1,660	2,612	3,144	3,568	4,298	5,281	5,954	6,317	7,536	7,893	9,282	10,231	10,583	10,587
	うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	6	18	18	18	27	78	78	78	109	109	109	109	109	113	113
	うち、審査中の貸付債権の額	94	125	101	20	107	323	109	228	109	158	69	96	380	356	0	0
	うち、取下げに係る貸付債権の額	0	13	19	19	19	19	19	19	20	20	138	138	138	138	138	138

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数 [債務者が中小企業者である場合]

(単位:件数)

		平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた 貸付債権の数		15	74	138	189	250	304	354	423	481	517	584	641	734	805	805	806
	うち、実行に係る貸付債権の数	4	54	121	178	232	276	329	404	456	488	559	606	698	768	788	789
	うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	1	2	2	2	3	6	6	6	8	8	8	8	8	9	9
	うち、審査中の貸付債権の数	11	16	11	5	12	21	15	9	14	16	9	19	20	21	0	0
	うち、取下げに係る貸付債権の数	0	3	4	4	4	4	4	4	5	5	8	8	8	8	8	8

※H25年3月末までに申込みを受けた案件への対応状況

第6 金融円滑化法第5条に基づく措置の実施状況

津山信用金庫

(別表3) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額 〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位:百万円)

		平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた 貸付債権の額		37	111	166	250	292	339	411	432	478	522	548	596	621	643	643	643
	うち、実行に係る貸付債権の額	0	105	152	250	271	299	336	409	453	495	521	585	610	632	632	632
	うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	うち、審査中の貸付債権の額	37	6	13	0	10	28	63	11	13	16	15	0	0	0	0	0
	うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※H25年3月末までに申込みを受けた案件への対応状況

(別表4) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数 〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位:件数)

		平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた 貸付債権の数		3	11	17	23	27	34	38	40	44	50	53	54	55	59	59	59
	うち、実行に係る貸付債権の数	0	10	15	23	25	31	35	38	41	47	51	53	54	58	58	58
	うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	うち、審査中の貸付債権の数	3	1	2	0	1	2	2	1	2	2	1	0	0	0	0	0
	うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※H25年3月末までに申込みを受けた案件への対応状況

第7 金融円滑化法終了後における措置の実施状況

津山信用金庫

(別表5) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数 [債務者が中小企業者である場合]

(単位:件数)

		平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成27年 12月末	平成28年 3月末	平成28年 6月末	平成28年 9月末	平成29年 3月末	平成30年 3月末	平成31年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた 貸付債権の数		958	1,046	1,130	1,200	1,243	1,283	1,346	1,399	1,465	1,556	1,592	1,606	1,700	1,732	1,978	2,162
	うち、実行に係る貸付債権の数	930	1,015	1,092	1,164	1,214	1,254	1,303	1,369	1,426	1,529	1,561	1,583	1,671	1,702	1,945	2,127
	うち、謝絶に係る貸付債権の数	9	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	14	14	14
	うち、審査中の貸付債権の数	10	9	16	12	4	3	17	4	13	1	5	12	3	3	6	8
	うち、取下げに係る貸付債権の数	9	9	9	11	12	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13

※H31年3月末までに申込みを受けた案件への対応状況

(別表6) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数 [債務者が住宅資金借入者である場合]

(単位:件数)

		平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成27年 12月末	平成28年 3月末	平成28年 6月末	平成28年 9月末	平成29年 3月末	平成30年 3月末	平成31年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた 貸付債権の数		60	62	62	66	67	67	67	68	70	70	70	70	70	72	75	80
	うち、実行に係る貸付債権の数	59	60	61	64	64	65	65	66	67	68	68	68	68	70	73	78
	うち、謝絶に係る貸付債権の数	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	うち、審査中の貸付債権の数	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※H31年3月末までに申込みを受けた案件への対応状況